

全国市町村国際文化研修所 研修レポート

令和8年度市町村議会議員研修 社会保障・社会福祉

日時：2026年5月14日（木）13時～17時

5月15日（金）9時25分～14時10分

内容

1. 5月14日（木）

・13時～15時35分 【講義】地域共生社会の課題と展望

- ① 地域共生社会とは、制度や分野の「縦割り」や「支える側・支えられる側」という関係を超え、地域の多様な人々がつながり合い、一人ひとりが生きがいや役割を持って助け合って暮らす社会のことである。
- ② 地域共生社会という理念を実現する為の体制が包括的支援体制であり、その事業が重層的支援体制整備事業である。
- ③ 縦割り行政の狭間に埋没する人—8050問題、ダブルケア（「子育て」と「親や親族の介護」が同時期に発生する状態）、ヤングケアラー、身寄りがなく身元保証人もいない—を救済する為に、関連部署に横ぐしを刺して対応する包括的な支援体制が必要となる。
- ④ ポイントは、対話通じた横ぐしの具現化である。庁内の分野を超えてプロジェクトや関係者をつなぎ活用することである。他市には多くの事例あり、参考にできる。
- ⑤ 横ぐし＝多機関協働の仕組みをつくるのが、丸投げや押しつけといった縦割り行政の狭間を埋めていける。
- ⑥ 身寄りが無い高齢者支援で、特に入院が断られること自体がおかしいと言わざるを得ない。医療行為の放棄につながる医療義務違反である。身寄りが無いことを理由とした高齢者の入院拒否は、医師法第19条（応召義務）違反になり、身元保証人や家族がいないことは診療を拒む「正当な事由」にならないと明示しており、判断能力が不十分な場合でも適切な医療を受ける権利が保障されている。
- ⑦ エンディングサポート事業が必要となっている。自らの意思で葬儀・納骨他死後事務委任契約等行っておくことが望ましい。
- ⑧ 成年後見制度と日常生活自立支援事業が、シャドーワーク（介護・福祉分野において、報酬が発生しないにもかかわらず、利用者の生活維持や支援のために行わざるを得ない「目に見えない無償の業務」）の投げ込み先になってはいけない。
- ⑨ 地域づくりは、私の活動が他者と関係を持つてくることにより公の形に転換され、それが地域を形成していくことになる。例、保護猫団体に、猫好きな引きこもりの人が参加することになった。“私”から“公”への転換である。
- ⑩ 地域共生社会は、地域の多様な主体と協働して、その力を活かすことで創生できるだろう。

・15時50分～17時 【講義】人材不足時代の介護を支えるDXの可能性

- ① 講師が株式会社ビーブリットの人間であり、主に会社での対応PR等がメインの話だった。

- ② 介護現場に ICT 導入することで、現場の仕事の効率化が図れるが、職員に周知利用させるには時間が掛かる。身近なツールを選択すべきだ。例えば、line アプリのようなもの（LINE WORKS）。
- ③ 介護現場への紹介は出来るかなと思える内容であった。

2. 5月15日（金）9時25分～10時35分

【講義】孤立を生まない地域づくり～身寄りのない高齢者支援と包括的体制～

- ① ひと昔前は、TV アニメの『サザエさん』が理想の家族像であったが、磯野家の 30 年後を現代に持ってくると、既に高齢化しているサザエさん家族は大変な状況になっているとも考えられる。波平（84 歳）認知症、フネ（80 歳）老老介護、サザエ夫婦離婚し、サザエさん（54 歳）パート勤務、マスオさん（58 歳）ローン破綻・孤立、タラちゃん（33 歳）奨学金返済、カツオくん（41 歳）引きこもり、ワカメちゃん（39 歳）シングルマザー、長男（10 歳）障害あり、、、
 - ② 地域包括ケアシステムがなければ、住み慣れた日常圏域で生活ができない。
 - ③ 包括支援センター（圏域地域ケア会議）と行政（市役所）との連携で医療介護の現場と社協・地域ケアマネージャーを結びつけることが肝要である。
 - ④ 身寄りなしが増える状況においては、身近で支援してくれる人が必要である。家族が居ても、高齢者介護の対応が出来るとは限らない（身寄りなし状態にある）。
 - ⑤ 身寄り問題（身寄りなし問題）国も制度整備行ったが、民間身元保証会社が出てきて対応し始めた。監督官庁にてしかるべき登録制、免許制にする必要がある。
 - ⑥ ケアマネージャーなどの支援者がシャドーク（介護・福祉分野において、報酬が発生しないにもかかわらず、利用者の生活維持や支援のために行わざるを得ない「目に見えない無償の業務」）をせざるを得ない環境になっている。
 - ⑦ 身寄りなし者への応召義務は、当たり前のこととして認知されなければならない。（応召義務：医師や歯科医師が、正当な事由がない限り、患者からの診療・治療の要求を拒否してはならないという義務）
 - ⑧ 従来、人の生老病死に関わるすべての場面において、その家族による支援が当然とされてきたが、一人暮らしが増えてきている昨今では、そこには制度の狭間が存在する。命と暮らしにかかわる根幹的な部分に連帯保証人や身元引受人が必要とされているのが現実である。
 - ⑨ 互助会組織の充実が望ましい。支援希望者を行政・医師・社協・福祉関係者・司法書士等で取り囲むのではなく、近所の人、友人等の周りの中に本人がいるべきである。
- ・10時50分～12時 【講義】これからの包括的支援体制の整備と地方議員の役割
- ① 重層的支援体制整備事業に関する市町村向け交付金配分額が 2026 年度最大 6 割削減される。多機関協働事業（単一の相談機関では対応が困難な「複合的・複雑化した課題」に対し、複数の関係機関が連携・役割分担して解決を目指す福祉事業で、主に市区町村や社会福祉協議会が中心となり、各機関の調整役や支援プランの策定を担います）が、支援実績

につながっていない実態がある。

- ② 支援ニーズを把握していない自治体が約 2 割もある。
- ③ 事業開始から 5 年経過した市町村は、国庫補助率を 2 分の 1 から 3 分の 1 にカットされた。
- ④ 2026 年度厚労省内での組織再編がされた。地域共生社会推進室を大幅改組し、社会・援護局の関係室長が併任することになった。地域福祉課課長が交付金の持続可能性を確保できたと説明。重層事業から国が手を引くことは有りませんとも明言。
- ⑤ 重層的支援体制整備事業とは、生活課題が複数分野にまたっているケースについて、分野の重なり合っている部分（重層的な部分）における協働がこれまで以上に機能すれば、より支援の可能性が広がることに着目し、その為の支援体制を整備しようとするのが、この事業の狙いである。
- ⑥ 重層的支援体制整備事業でよく見かける事例に、対応対策会議は開催するが押し付け合いばかりで、また、他の地域では実施された事例を好事例として無批判に模倣して失敗することが散見される。自分の地域にあった対応策を考えなくては意味がない。
- ⑦ 多職種で構成する地域ケア会議を通して、ケアマネジメント支援や他機種連携、地域課題の把握、資源開発、政策立案に繋げる目的を有しているが、どこまで市町村が有効に活用できているのか、はなはだ疑問が残る。
- ⑧ 社会福祉協議会などに配置されている生活支援コーディネーターは地域資源の情報を多く持っており、地域との連携では不可欠である。地域ケア会議などで地域資源情報を活かさなければならぬ。
- ⑨ 厚労省介護保険部会の意見書では、ケアマネジャーの負担になっているシャドワークについて、4 つに整理（法廷業務・保険外サービスとして「対応しうる業務・他機関につなぐべき業務・対応困難な業務」）しつつ、保険外サービスとして対応しうる業務と他機関につなぐべき業務について、地域の相談体制整備や関係者との協働で解決することとしている。
- ⑩ 市町村議会としては、単に事業の実施を求めるのではなく、既存の取組みの良い部分と足りない部分を見つけ出し、改善策を提案していくことが望まれる。縦割りを気にせずに施策を検討でき、住民との距離も近い市町村議会に大いに期待したい。

・13 時～14 時 10 分 【講義】意見交換

* 参加者全員を 28 のグループに分け（4 人/グループ）、『制度の狭間』に落ちている個人や世帯について、その支援策の検討し、2 グループのみ発表とする。

* 我々のグループでは「8050 問題」→「9060 問題」も見据えた支援の在り方を討議した。

この中で、北本市が行っている【リンクワーカー制度】が素晴らしい対応となることが理解できた。縦割りから横ぐしで支援希望者をサポートしていくことが、最終的には必要かつ実行されるべき対策であるとグループ内議員からも評価された。

以上